

## 総合評価方式(簡易型)における施工計画作成上のポイント

H.26.4 厚木市契約検査課

### 総合評価方式(簡易型)

総合評価方式(簡易型)では、特別簡易型における評価に加え、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工の確保を確認するため、「工事目的物や材料等の品質管理に係わる技術的所見」等の簡易な施工計画を求めて評価します。

### 評価基準

簡易な施工計画の評価に当たっては、評価項目において「現場条件等を踏まえて適切であり、重要項目や優れた工夫」の記載について評価します。

#### 【評価項目】

- 工事目的物や材料等の品質管理等に係わる技術的所見
- 発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見
- 施工上配慮すべき安全対策に係わる事項
- 工程管理に係わる技術的所見

## 優れた工夫とは

当該工事の特性や現場条件等を踏まえて、評価項目の内容を達成するための手法や数値等の具体的で、実効性・信頼性に優れた工夫をいいます。

- ➔ 最新の工法(許諾権の利用料は事業者負担)、工事の期間の短縮、材料の保管方法、市民へのより一層の安全対策、品質管理の方法、作業スペースの制約、自然環境保全、動植物の保護等の工夫

## 簡易な施工計画の作成のポイント

次のような提案は適切ではないので、十分ご注意ください。

- 1 法令等、共通仕様書や特記仕様書に反する提案
- 2 当該工事(案件)の重要箇所を十分理解・把握していないと判断される提案
  - ➔ 案件の特徴(周辺状況、地形、危険箇所等)等をよく把握していないもの等
- 3 法令、各種指針、共通仕様書、設計図書、専門書等の内容を単に転記した提案
- 4 工夫や具体性に欠ける提案
  - ➔ 「工事期間中は、第三者が現場に立ち入らないよう適切に対応します。」  
具体的にどのような方法・手順、工夫により現場で適切に対応するのか等の記述がない。
- 5 あいまいな表現の提案
  - ➔ 次のような表現は避けるよう留意する。  
「原則として……」、「必要に応じ……」、「……努める」、「できるだけ……」など
- 6 1提案とすべき内容を複数提案とした提案

その他、次のような提案は、実施を認めないものとします。

施工上、実施不可能な提案  
工事目的物の変更を伴う提案  
他機関等との協議や調整を要する提案  
施工に対する安全性が確保できない提案